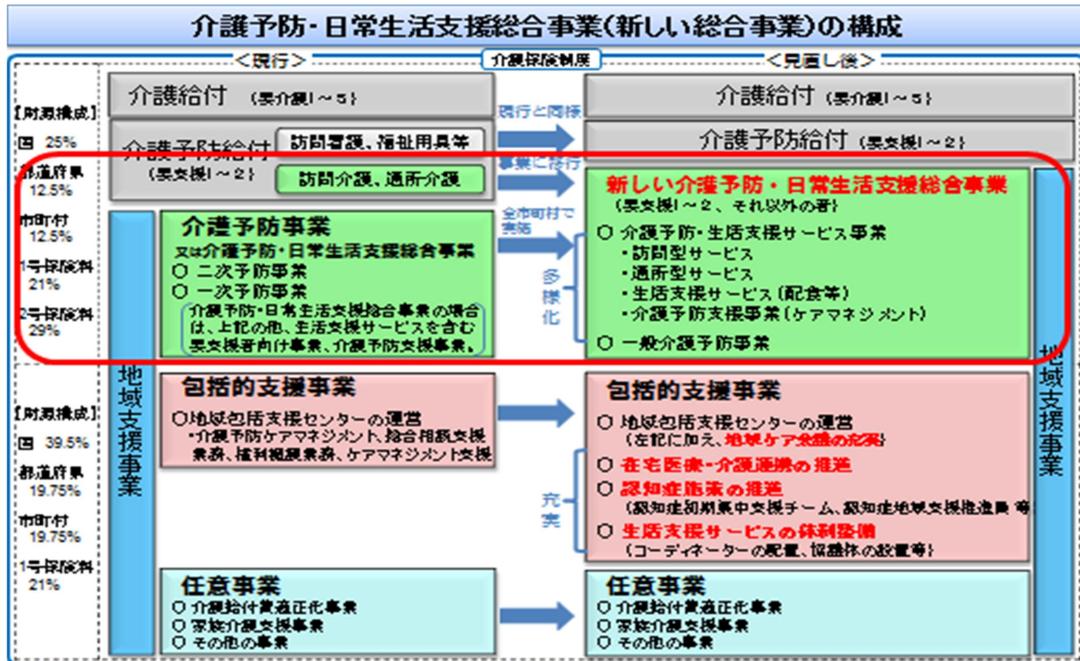


11 介護予防・日常生活支援総合事業について

1 「介護予防・日常生活支援総合事業」の概要

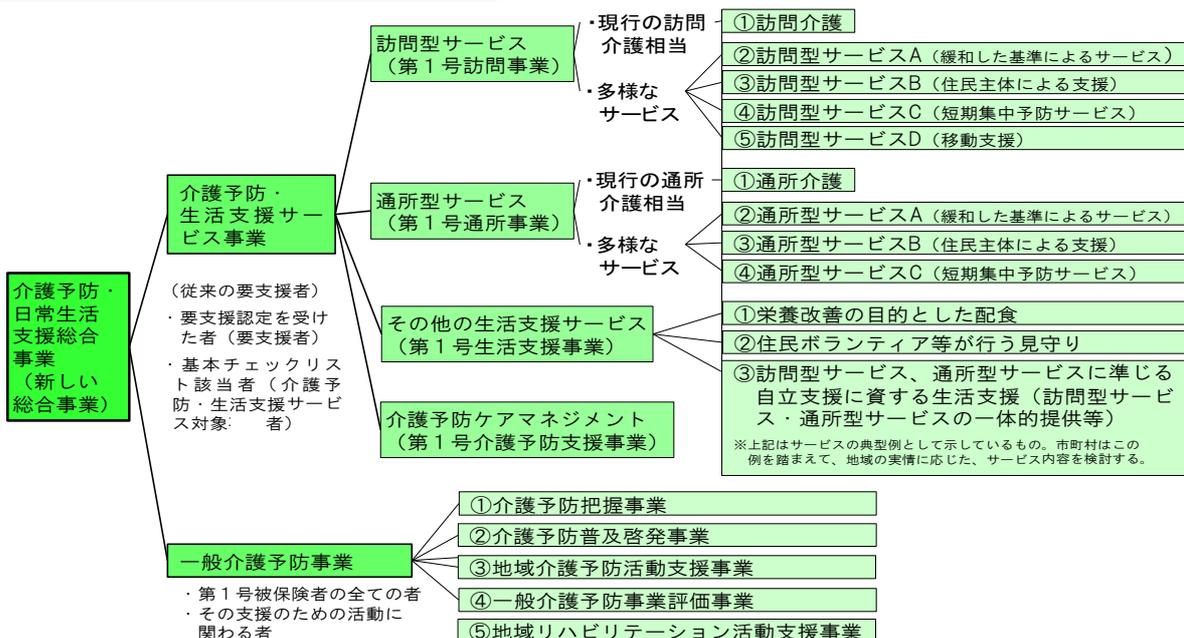
- この度の介護保険制度改正に伴い、これまで実施していた「介護予防事業」の見直しと共に、介護予防給付が見直され、要支援1、2の方の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」といいます）」へ移行されることになりました。
- 介護予防訪問看護や、福祉用具貸与等、その他のサービスについては引き続き介護予防給付となります。

【厚生労働省ガイドラインより】



総合事業の構成（体系図）

【厚生労働省ガイドラインより】



2 サービスの類型（介護予防・生活支援サービス事業）

- 平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者については、総合事業施行日において総合事業による指定事業者の指定をみなすものとします（みなし指定）。※みなし期間は最大3年間（平成30年3月末まで）
- みなし指定を受けた事業者においては、総合事業の中の「現行の訪問介護相当」「現行の通所介護相当」の事業を実施することができます。（サービス単価については、国が定める額（予防給付の単価）を上限として市町村が設定することとされていますので、今後近隣市町村の動向を見ながら設定していきます）
- その他の多様なサービスについては、今後基準等を設定し、段階的に実施していきます。（具体的な事業の内容や実施方法、人員配置、利用料等の基準については27年度中に改めてお知らせします）

◆ 訪問型サービスの例

【厚生労働省ガイドラインより】

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA <small>（緩和した基準によるサービス）</small>	③訪問型サービスB <small>（住民主体による支援）</small>	④訪問型サービスC <small>（短期集中予防サービス）</small>	⑤訪問型サービスD <small>（移動支援）</small>
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース （例） ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者（例）	訪問介護員（訪問介護事業者）	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）	

◆ 通所型サービスの例

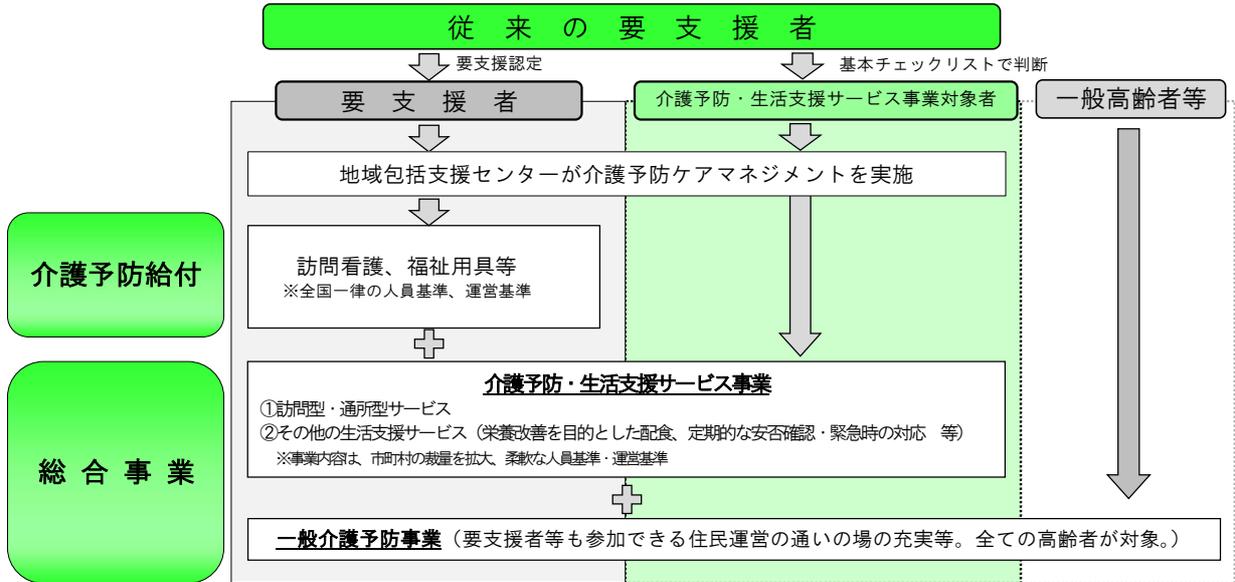
【厚生労働省ガイドラインより】

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA <small>（緩和した基準によるサービス）</small>	③通所型サービスB <small>（住民主体による支援）</small>	④通所型サービスC <small>（短期集中予防サービス）</small>
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者（例）	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）

3 対象者について

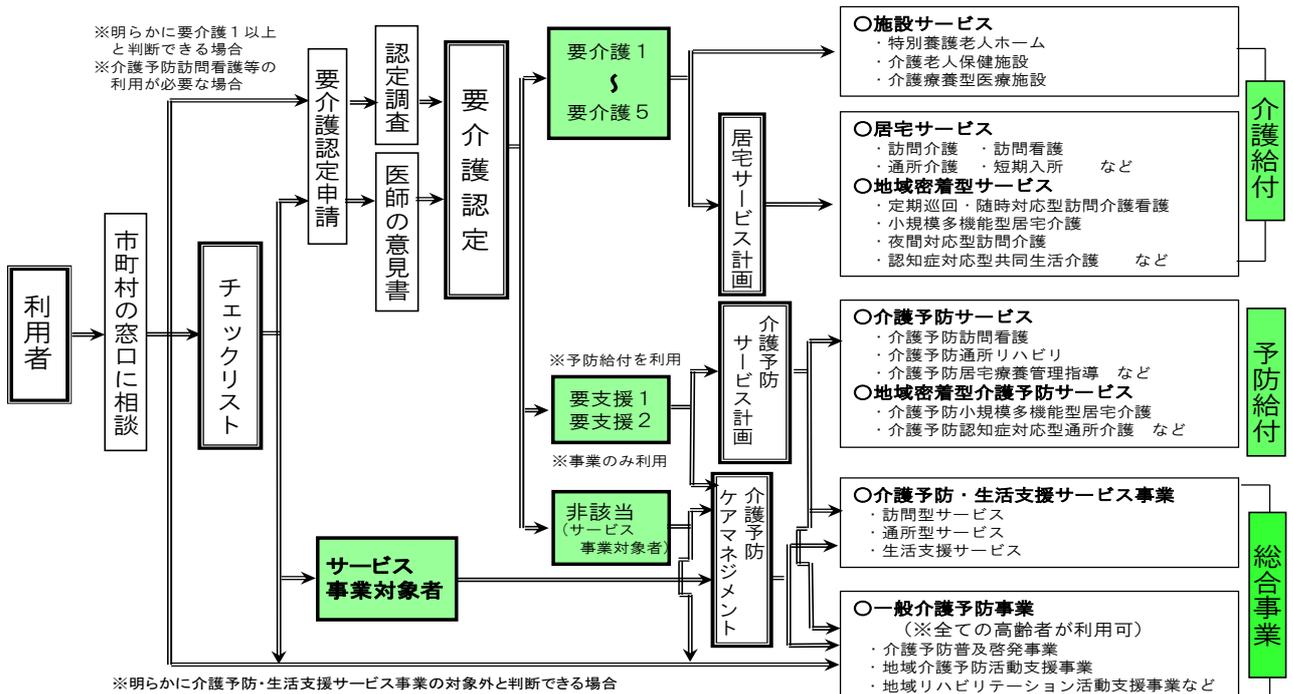
- 「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者は、従来の要支援者とされています。具体的には「要支援認定を受けている者」、又は、改正前の「要支援者に相当する者」としています。
- 要支援者は、認定を受けた後、地域包括支援センターのケアマネジメントを受けてサービスを利用します。また、要支援者に相当する者は、相談窓口等で、基本チェックリストを用いた簡易な形でまず対象者を判断し、地域包括支援センターのケアマネジメントを通じてサービスを利用します。
(ケアマネジメントの概要については、27年度に改めてお知らせします)
- 「一般介護予防事業」の対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者、とされています。

【厚生労働省ガイドラインより】



4 サービス利用の流れ（基本チェックリストの活用）

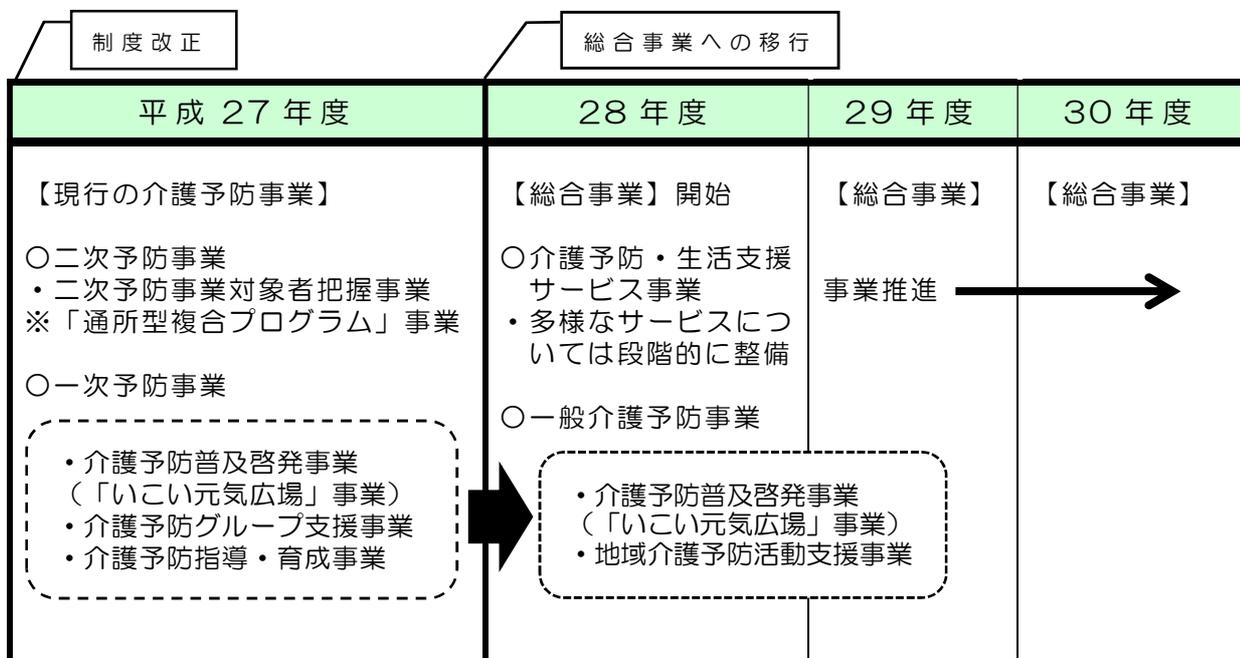
【厚生労働省ガイドラインより】



5 総合事業への移行時期について

総合事業の実施については、平成27年4月1日施行となっ
ていすが、円滑な移行のための準備期間が必要なること
を踏まえ、その実施を平成29年4月1日まで猶予すること
が認められていきます。実施に当たっては、地域における均
一なサービス提供体制を構築していくため、介護事業所や
NPOなど多様な提供体制に構築していくと、住民主体に
よる生活支援サービスの充実を図り、高齢者の社会参加
を推進していく必要があります。このことから、本市では多
様なサービスの基準の作成やサービス単価・利用料の設定等
の準備・移行に一定の期間を設け、平成28年4月から事業
開始します。（平成27年度は、現行の介護予防事業を一部
変更して実施します。詳細は下記◆参照。）

【本市における介護予防・日常生活支援総合事業への段階的な移行のイメージ】



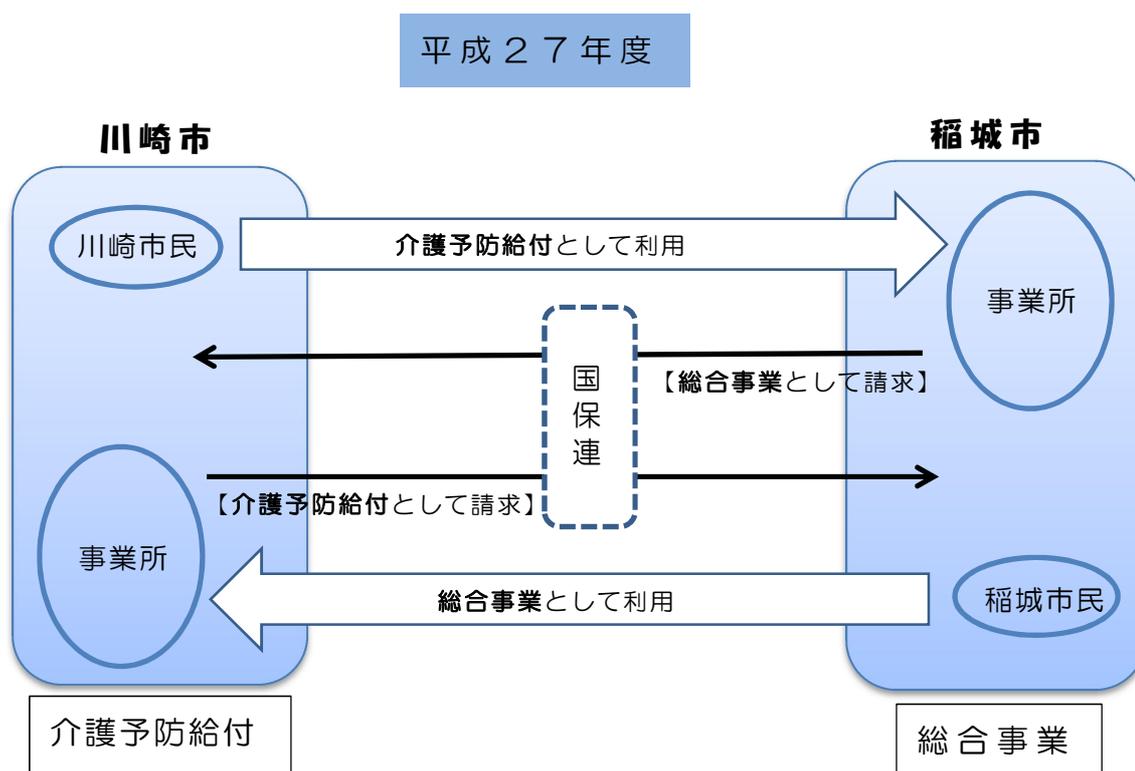
- ◆平成27年度においては、現行の介護予防事業を一部変更して実施します。
 - ・二次予防事業では、平成26年度まで実施していた「運動器機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」のそれぞれのプログラムを「通所型複合プログラム事業（※）」として一体的にすることで、より効果的な介護予防事業を実施します。
 - ・一次予防事業では、「介護予防普及啓発事業」「いこい元気広場事業」「介護予防グループ支援事業」「介護予防指導・育成事業」を引き続き実施します。
- ◆平成27年度においては、要支援1・2の方は、引き続き介護予防給付によるサービスを利用します。平成28年4月1日からは、その方の要支援認定の更新申請のタイミングで順次総合事業へ移行します。（「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のみ）

12 近隣市町村のサービス利用者の取扱

1 隣接する市町村と総合事業実施時期が異なる場合

- 本市では、平成28年4月1日から総合事業を実施しますが、29年度までの移行期間においては、隣接する市町村間で総合事業の実施時期が異なる場合があります。
- 川崎市民が隣接する市町村の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を利用している場合、又は他市町村の利用者を受け入れている場合は、平成27年4月からの利用者の取扱が変更となる場合があるため、関係する事業所等においては注意が必要となります。
- 東京都稲城市においては、平成27年4月1日から総合事業を実施することが決定しているため、以下、稲城市への問い合わせの結果から、近隣市町村のサービス利用者の取扱について説明します。

【例】 近隣市町村（この場合は稲城市）の介護予防通所介護を利用している場合。（稲城市の総合事業においては「現行の通所介護相当」）



2 川崎市民が稲城市の事業所のサービスを利用している場合

- これまでどおり、平成27年度においては、予防給付として「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を利用するため、変更はありません。

3 稲城市民が川崎市の事業所のサービスを利用している場合

- 稲城市民が川崎市の事業所を利用している場合は、平成27年4月1日からは総合事業での利用になるため、利用者と事業所の間で、新たに総合事業としての契約をする必要があります。
- 稲城市民を受け入れる事業所は、川崎市のみなし指定を受けている必要があります。
- 稲城市民を受け入れている事業所は、稲城市へ、総合事業の請求コードに変えて請求することになります。
- 稲城市は、総合事業を実施しても、「介護予防通所介護相当」の事業の報酬単価を変える予定はないとのことです（地域区分を反映させるかどうかは未定）。
- 請求、支払い、契約、その他詳細については事業所から直接稲城市（介護保険課）へ問い合わせてください。

問い合わせ先

稲城市介護保険課 042-378-2111(代表)

健康福祉局地域包括ケア推進室
介護予防担当
(200-3718)